

相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の 連動のための教育プログラムに関する基礎的研究

吉本 知江子・飛 永 高 秀・尾 里 育 士
大 杉 あゆみ・栗 原 拓 也・松 永 公 隆
山 頭 照 美

A Basic Study on Education Programs for the Linkage of Social Work
Practice Seminars and Guidance for Practical Training in Social Work
and Practical Training in Social Work

Chieko YOSHIMOTO, Takahide TOBINAGA, Yasushi OZATO,
Ayumi OHSUGI, Takuya KURIHARA, Kimitaka MATUNAGA,
Terumi YAMAGASHIRA

要 約

2007(平成19)年12月5日、「社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下、「士士法改正」)」が公布され、2009(平成21)年4月1日より、新たな教育内容等(以下、「カリキュラム等」)が施行された。これを受け、本学においても2009(平成19)年4月より社会福祉士養成においては新カリキュラムで教育を行っている。新カリキュラム等においては、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、実習・演習に関する教育内容について充実・強化が図られた。新カリキュラム等においては、実習科目と演習科目について、相談援助演習の実施にあたっては、相談援助実習指導、相談援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえることと示されており、相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の連動的な教育が求められている。これを踏まえ、本学においても実習科目と演習科目を連動的に展開しているところではあるが、一連の教育プログラムとして確立しているとはいえない状況にある。そこで、本稿では本学における実習・演習教育の現状について示し、相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の連動のための教育プログラムの開発を視野に入れ、これを開発するために必要な要素を明らかにするために新カリキュラム等で教育を受けている学生に対してフォーカスグループインタビューによる調査を行った。分析の結果、6項目からなる重要カテゴリーとそれぞれの重要カテゴリーに属する33項目のサブ重要カテゴリーが抽出された。これらの結果から、教育プログラムに必要な要素として、「言語化」に関する教育、「社会福祉士の専門性」に関する教育、「多角的な視点」に関する教育の必要性と、実習に対する不安への対応とこれにかかる事前教育が必要と

なることが明らかとなった。さらに、重要カテゴリー及び重要アイテムを構成する要素となっていた Biestek (=2006) の援助関係形成の理論が、学生が「支援」として行為し、その行為を考察する際の軸となる理論となっていることも明らかとなった。

キーワード：相談援助演習、相談援助実習指導、相談援助実習、Biestek の7原則

I . 研究の背景と目的

2007 (平成19)年12月5日、士士法改正に併い、2009 (平成21)年4月1日より、新たな教育内容等 (以下、「カリキュラム等」) が施行された。

新たなカリキュラム等においては、カリキュラム等全体の見直しを踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、実習・演習に関する教育内容についても、充実・強化が図られた。

ここで、相談援助演習の教育内容について着目してみると、社団法人日本社会福祉士養成校協会 (以下、「社養協」) 演習教育委員会による、『相談援助演習のための教育ガイドライン』において、相談援助演習の目的と意義について以下の3つの意義と目的が示されている。

まずひとつめに、社会福祉士養成カリキュラムの科目別の学習内容の関連性に気づき、科目の枠を超えて課題や実践について概念化し体系的に理解できることを目的とする、「総合的・包括的な理解」である。次に、ソーシャルワークの価値、知識、技術を統合化し、実践に応用できるスキルを身につけることを目的とする「専門的な実践力の習得」。最後に、実習前に行う演習で学生の实習へのレディネスを高め、実習終了後には実習の体験を演習のなかで活用し一般化し、これらに実習前・実習後の演習における学びによって実習の学びを深めることを目的とした、「相談援助実習・実習指導との相乗作用による教育効果」である。

とりわけ、「相談援助実習・実習指導との相乗作用による教育効果」においては、相談援助演習におけるシラパスの内容での含まれるべき事項のなかに、相談援助実習を行う前の学習内容、相談援助実習後に行う学習内容が具体的に示されており、シラパスにおいて相談援助実習と相談援助演習の連動性について規定されている。また、相談援助実習の実施にあたっては、相談援助実習指導、相談援助実習の教育内容と授業の進捗状況を十分に踏まえ教育することを促している。

相談援助演習教育に係る課題についての先行研究をみると、中村 (2011:70) は、相談援助演習について「相談援助演習とは、相談援助に関する講義 (理論) を実習 (実践) において活用できるように学習するとともに、実習で体験したことを、事例検討等を通して理論的に理解することで、ソーシャルワークの実践力育成を図る授業」と定義し、相談援助演習の教授方法を具体的に示したうえで、相談援助演習においては、ソーシャルワークに係る実践力の習得が必要であることを指摘している。

また、中野 (2012) は自らのソーシャルワーク演習教育の現状を示した上で、相談援助演習教育の課題として、厚生労働省が示しているシラパスの内容をすべて教授することについての教員の力量形成、授業に使用する教材についての課題をあげ、さらに、相談援助演習教育を実施して

いくつかのクラスコントロールと学生のアセスメントの必要性について言及している。

一方、相談援助実習教育と相談援助演習教育との連動性に関する先行研究をみると、村井（2013）は、実習教育から求める相談援助演習教育への期待として、「基本的なコミュニケーション能力の獲得」、「スーパービジョンの理解とスーパーバイザーの立場、責任の理解」、「実習プログラムに示された課題をこなす知識・技術」についての教育が求められるとし、相談援助演習と相談援助実習の両科目を連動させなければならない諸点として、実習担当教員の資質の担保等を指摘している。

また、小松尾（2014）は、相談援助実習免除者に焦点をあて、学生へのインタビュー調査を通して、実習免除者の演習教育の学び方は、単に実習と実務経験を置き換えるものではなく、自身の実践現場と演習教育の場を行き来しつつ、両者を意識的に連動させながら学んでいることを示唆している。

しかしながら、これらのように先行研究のレビューを通して、士土法改正による新たなカリキュラムにおける、相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の相乗作用による教育効果について、これらの科目の連動を意識しつつ、相乗作用を促す教育プログラムについて論じている研究は確認できなかった。

そこで、本研究では、社養協演習教育委員会によって示されている相談援助演習の目的と意義のひとつである、「相談援助実習・相談援助演習の相乗作用による教育効果」の観点から、相談援助実習と相談援助演習の連動のための教育プログラムの開発を視野に入れ、相談援助実習と相談援助演習の連動のための教育プログラムに必要な要素を明らかにすることを目的とする。

Ⅱ．本学における相談援助実習及び相談援助演習の現状

相談援助実習と相談援助演習の連動のための教育プログラムに必要な要素を検討する前に、本学における相談援助実習及び相談援助演習の教育内容等について示すこととする。

本学では、表Ⅱ - 1 に示すとおり、相談援助演習150時間を「相談援助演習Ⅰ」「相談援助演習Ⅱ」「相談援助演習Ⅲ」「相談援助演習Ⅳ」「相談援助演習Ⅴ」とそれぞれ30時間ずつの合計150時間とし、配属年次は、「相談援助演習Ⅰ」が1年次後期、「相談援助演習Ⅱ」が2年次前期、「相談援助演習Ⅲ」が2年次後期、「相談援助演習Ⅳ」が3年次前期、「相談援助演習Ⅴ」が3年次後期から履修可能なカリキュラムを設定している。

表Ⅱ - 1 本学の相談援助実習及び相談援助演習履修の仕組み

履修学年	1年後期	2年前期	2年後期	3年または4年前期	3年または4年後期
科目名 (演習系)	相談援助演習Ⅰ	相談援助演習Ⅱ	相談援助演習Ⅲ	相談援助演習Ⅳ	相談援助演習Ⅴ
科目名 (実習系)			相談援助実習指導Ⅰ	相談援助実習指導Ⅱ	相談援助実習指導Ⅲ
				夏季休暇：相談援助実習	

さらに、相談援助演習及び相談援助実習に係る履修条件として、「相談援助演習Ⅰ」から「相談援助演習Ⅴ」まで積み上げ方式で連続的に履修することとし、「相談援助演習Ⅳ」及び「相談援助演習Ⅴ」は、それぞれ「相談援助実習指導Ⅱ」「相談援助実習指導Ⅲ」と連動的に履修することを課している。その理由としては、表Ⅱ - 7 に示されている厚生労働省より示された社会福祉援助演習に係るシラバスに倣いカリキュラムを構成しているためである。

なお、本学における相談援助演習のシラバスは、表Ⅱ - 2 から表Ⅱ - 6 に示すとおりである。

表Ⅱ 2 「相談援助演習Ⅰ」シラバス（一部抜粋）

授業のねらいと概要	相談援助の基本的視点や援助者としての態度、さらに倫理（人権尊重、自立支援、秘密保持等を含む）や権利擁護（情報提供、苦情解決、第三者評価等）も視野に入れ、相談援助を行う専門職に求められる基本的なコミュニケーション技術を習得する。
到達目標	高齢者や児童、障害者等福祉サービスの利用者と適切なコミュニケーションが取れるようになる。
授業計画表	
回	項目
第1回	相談援助を行うにあたって知っておくべき事項（1）：価値と倫理（人権の尊重、自立支援、秘密保持等を含む）
第2回	相談援助を行うにあたって知っておくべき事項（2）：権利擁護（情報の提供、苦情解決、第三者評等を含む）
第3回	自己覚知のための演習（1）
第4回	自己覚知のための演習（2）
第5回	自己覚知のための演習（3）
第6回	自己覚知のための演習（4）
第7回	自己覚知のための演習（5）
第8回	基本的なコミュニケーション技術を習得するための演習（1）
第9回	基本的なコミュニケーション技術を習得するための演習（2）
第10回	基本的なコミュニケーション技術を習得するための演習（3）
第11回	基本的なコミュニケーション技術を習得するための演習（4）
第12回	基本的なコミュニケーション技術を習得するための演習（5）
第13回	基本的なコミュニケーション技術を習得するための演習（6）
第14回	基本的なコミュニケーション技術を習得するための演習（7）
第15回	まとめ
授業方法	相談援助の方法・技術を理解し、獲得するために、理論・概念の解説、また少人数のグループに分かれて、実際の援助場面を想定したロールプレイ、グループディスカッション、意見交換・発表などとそれに対するコメントをする授業を展開する。 夏季休暇中及び土日に課外活動を実施する場合があるので注意すること。 そのため、授業計画について変更することもあります。

表Ⅱ - 3 「相談援助演習Ⅱ」シラバス（一部抜粋）

授業のねらいと概要	基本的な面接技術及び、集団に対する相談援助の基礎的な技術を習得するための演習を行う。
到達目標	相談援助活動にむけた基本的な面接技術について習得する。また、集団に対する相談援助の基礎的な技術を習得する。
授業計画表	
回	項目
第1回	基本的な面接技術を習得するための演習（1）個別化
第2回	基本的な面接技術を習得するための演習（2）意図的な感情の表出
第3回	基本的な面接技術を習得するための演習（3）統制された情緒的関与
第4回	基本的な面接技術を習得するための演習（4）受容
第5回	基本的な面接技術を習得するための演習（5）非審判的度
第6回	基本的な面接技術を習得するための演習（6）自己決定
第7回	基本的な面接技術を習得するための演習（7）秘密保持
第8回	集団に対する相談援助の基礎的な技術を習得するための演習（1）
第9回	集団に対する相談援助の基礎的な技術を習得するための演習（2）
第10回	集団に対する相談援助の基礎的な技術を習得するための演習（3）
第11回	集団に対する相談援助の基礎的な技術を習得するための演習（4）
第12回	集団に対する相談援助の基礎的な技術を習得するための演習（5）
第13回	集団に対する相談援助の基礎的な技術を習得するための演習（6）
第14回	演習を踏まえたコミュニティーワークやケアマネジメントへの理解
第15回	まとめ
授業方法	相談援助の方法・技術を理解し、獲得するために、理論・概念の解説、また少人数のグループに分かれて、実際の援助場面を想定したロールプレイ、グループディスカッションを行う。さらに意見交換・発表、事例に基づいての意見交換・発表などとそれに対するコメントをする授業を展開する。

表Ⅱ - 4 「相談援助演習Ⅲ」シラバス（一部抜粋）

授業のねらいと概要	具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）として、社会的排除、虐待（児童・高齢者）、家庭内暴力(D.V)、低所得者、ホームレスその他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。）等を活用し、総合的かつ包括的な援助について、アウトリーチ、チームアプローチ、ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発等の具体的な相談援助の実践場面及びインテーク、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、測定効果、終結とアフターケア等の相談援助の過程を想定した実技指導を行う。
到達目標	総合的かつ包括的な援助に係る相談援助の技術について実践的に習得する。
授業計画表	
回	項目
第1回	インテークに関する演習（1）
第2回	インテークに関する演習（2）
第3回	アセスメントに関する演習（1）
第4回	アセスメントに関する演習（2）

第5回	プランニングに関する演習(1): アウトリーチ、チームアプローチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発を含む
第6回	プランニングに関する演習(2)
第7回	支援の実施に関する演習(1): アウトリーチ、チームアプローチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発を含む
第8回	支援の実施に関する演習(2)
第9回	モニタリングに関する演習(1)
第10回	モニタリングに関する演習(2)
第11回	効果測定に関する演習(1)
第12回	効果測定に関する演習(2)
第13回	終結とアフターケアに関する演習(1)
第14回	終結とアフターケアに関する演習(2)
第15回	まとめ
授業方法	相談援助の方法・技術を理解し、獲得するために、理論・概念の解説、また少人数のグループに分かれて、実際の援助場面を想定したロールプレイ、グループディスカッション、意見交換・発表、具体的な課題別の相談援助事例に基づいての意見交換・発表などとそれに対するコメントをする授業を展開する。

表Ⅱ - 5 「相談援助演習Ⅳ」シラバス(一部抜粋)

授業のねらいと概要	「相談援助演習Ⅳ」は、「相談援助実習」を行う前に学習すべき科目として位置づけ、「相談援助実習指導Ⅰ」、「相談援助実習指導Ⅱ」、「相談援助実習指導Ⅲ」及び「相談援助実習」の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえ、相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげ、具体的な援助場面を想定した個別指導並びに集団指導による実技指導(ロールプレイング等)を中心とする演習形態による授業によって、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について実践的に習得するとともに専門的な相談援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。
到達目標	配属実習先を視野に入れたうえで、その社会福祉機関・施設と地域福祉の基盤整備と開発に係る相談援助の技術について実践的に習得する。
授業計画表	
回	項目
第1回	地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握に関する演習
第2回	地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握に関する演習
第3回	地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握に関する演習
第4回	地域福祉の計画策定に関する演習
第5回	地域福祉の計画策定に関する演習
第6回	地域福祉の計画策定に関する演習
第7回	地域福祉の計画策定に関する演習
第8回	ネットワーキングに関する演習
第9回	ネットワーキングに関する演習
第10回	社会資源の活用・調整・開発に関する演習
第11回	社会資源の活用・調整・開発に関する演習
第12回	サービスの評価に関する演習

第13回	サービスの評価に関する演習
第14回	サービスの評価に関する演習
第15回	総括
授業方法	地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握、地域福祉の計画、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、サービスの評価等に関する実技指導を行う。

表Ⅱ - 6 「相談援助演習Ⅴ」シラバス（一部抜粋）

授業のねらいと概要	「相談援助演習Ⅴ」は、「相談援助実習指導Ⅰ」、「相談援助実習指導Ⅱ」、「相談援助実習指導Ⅲ」及び「相談援助実習」の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえ、「相談援助実習」を行った後に学習すべき科目として位置づけ、相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性及び相談援助実習での学習も視野に入れつつ、総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげ、具体的な援助場面を想定した個別指導並びに集団指導による実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態として実施する。
到達目標	相談援助実習終了後に行う学習すべき科目として位置づけてあることから、相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。
授業計画表	
回	項目
第1回	オリエンテーション 科目の主旨の説明、授業実施について
第2回	実習報告書を踏まえた相談援助実習における事例の振り返り①
第3回	実習報告書を踏まえた相談援助実習における事例の振り返り②
第4回	実習報告書を踏まえた相談援助実習における事例の振り返り③
第5回	実習報告書を踏まえた相談援助実習における事例の振り返り④
第6回	実習報告書を踏まえた相談援助実習における事例の振り返り⑤
第7回	実習体験の事例による共有化・一般化の作業①
第8回	実習体験の事例による共有化・一般化の作業②
第9回	実習体験の事例による共有化・一般化の作業③
第10回	事例検討①
第11回	事例検討②
第12回	事例検討③
第13回	事例検討④
第14回	事例検討⑤
第15回	まとめ
授業方法	相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における生徒の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行う。

なお、本学では、厚生労働省社会援護局より示されている「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（表Ⅱ 7参照）の内容に従い演習を展開している。表Ⅱ - 1 から 5 及び表 3 からも理解できるとおり、本学では相談援助実習を実施する3年次前期

までの「相談援助演習Ⅰ」、「相談援助演習Ⅱ」、「相談援助演習Ⅲ」、「相談援助演習Ⅳ」において
表Ⅱ 7に示す教育内容の①ア～キについて教育を行い、相談援助実習を終了後の3年次後期の
「相談援助演習Ⅴ」において、表Ⅱ 7に示す教育内容の②について教育を行うシステムとなっ

表Ⅱ 7 相談援助演習・相談援助実習指導・相談援助実習のシラバスの内容（19文科高第917号厚生労働省社援発第0328003号 平成20年3月28日 より一部抜粋）

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
相談援助演習	<p>相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p> <p>① 総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p>	<p>① 以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと</p> <p>ア 自己覚知</p> <p>イ 基本的なコミュニケーション技術の習得</p> <p>ウ 基本的な面接技術の習得</p> <p>エ 次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。</p> <p>（ア）社会的排除</p> <p>（イ）虐待（児童・高齢者）</p> <p>（ウ）家庭内暴力（D.V）</p> <p>（エ）低所得者</p> <p>（オ）ホームレス</p> <p>（カ）その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。）</p> <p>オ エに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <p>（ア）インテーク</p> <p>（イ）アセスメント</p> <p>（ウ）プランニング</p> <p>（エ）支援の実施</p> <p>（オ）モニタリング</p> <p>（カ）効果測定</p> <p>（キ）終結とアフターケア</p> <p>カ オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <p>（ア）アウトリーチ</p> <p>（イ）チームアプローチ</p> <p>（ウ）ネットワーキング</p> <p>（エ）社会資源の活用・調整・開発</p> <p>キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <p>（ア）地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握</p> <p>（イ）地域福祉の計画</p> <p>（ウ）ネットワーキング</p> <p>（エ）社会資源の活用・調整・開発</p> <p>（オ）サービスの評価</p> <p>② 相談援助実習後に行うこと。</p> <p>相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p>

ている。また、本学における相談援助演習の教育内容と展開方法については、飛永ら（2014）による研究において詳しく述べているため参照されたい。

<p>相談援助 実習指導</p>	<p>① 相談援助実習の意義について理解する。 ② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ③ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ① 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 ② 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解 ③ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解 ④ 現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。） ⑤ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。） ⑦ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価全体総括会</p>
<p>相談援助 実習</p>	<p>① 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>① 学生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成 エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価 オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ク 当該実習先が地域社会の中の設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>

しかしながら、上述しているとおり、本学においても相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習について相乗作用による教育効果を視野に入れ運動的に教育プログラムを展開しているところではあるが、その効果的な教育プログラムの構築について、確立しているとは言いがたく、また、現行の教育効果については現在のところ明らかにはなっていない。

Ⅲ．研究方法

これまでの議論を踏まえ、本研究では相談援助演習と相談援助実習指導および相談援助実習との相乗作用による教育効果を得ることを目的とした相談援助実習と相談援助演習の運動のための教育プログラムの開発を視野に入れ、これらに必要な要素を明らかにすることを目的とし、以下の手続きで調査を行うこととした。

調査対象者は、新カリキュラム等で教育を受けている長崎純心大学4年生（2012年度入学者）及び3年生（2013年度入学者）とした。さらに、そのうち表Ⅱ-7に示している相談援助演習に係るシラバスの含まれる教育内容のうち、①の（ア）から（キ）に係る科目の単位を履修済みである者、相談援助実習指導に係るシラバスの含まれる教育内容のうち、①から⑨を終了した者、2015年度の相談援助実習を終了した者、いずれの条件も満たす39名を対象として、フォーカスグループインタビューを実施した。

フォーカスグループインタビューとは、Beck、Trombetta、Sgareによると、「具体的な状況に即したある特定のトピックについて選ばれた複数の個人によって行われる形式ばらない議論（1986、Vaughnら（1999）の引用による）」と定義されており、さらに、探索的に研究を行う際の調査方法として最も適していると指摘されている（Vaughnら、1999）。

本研究は、上述しているように、最終的な目的として相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の相乗効果による教育効果を得るための教育プログラムの開発を視野に入れている。このため、新カリキュラムによる教育を受けた研究対象である学生の情報を直接収集することが可能であること、また、同様の体験を経験したグループでインタビューを実施することによって対象者の自発的な発言を得ることが可能であると考えられること、探索的な調査の結果によって、相談援助演習及び相談援助実習に係る教育内容の課題や新たな課題について示唆が得られると考えられること、これらの理由からフォーカスグループインタビューによる調査方法を採用した。

具体的なフォーカスグループインタビューの手続きについて以下に示す。調査対象者39名を、1グループ9名～10名とした。ひとつのグループの人数を9～10名としたのは、Vaughnら（1999）らが指摘しているように、6人～12人のグループが相互作用を促進しやすいと判断したためである。調査者は、本共同研究メンバー4名とし、ひとつのグループに調査者2名を配置し、それぞれ1名をインタビュアー、1名を観察担当者とした。調査時間は60分程度とし、2015年9月30日と10月7日に長崎純心大学において実施した。インタビュー実施に際しては、各グループでインタビュー内容に偏りが出ることを極力避けるために、事前にインタビューの手順と方法について

インタビュアー全員でインタビュー内容とその手順について確認を行い、表Ⅲ - 1 に示すグループインタビューガイドを作成し、これを使用してインタビューを実施した。

調査対象者には、インタビュー調査を開始する前に研究の目的を説明したうえで、調査手続きの説明を行い、調査及び研究結果については個人情報に特定できない形で公表することについて同意を得た。

また、調査結果を逐語録化するため、ICレコーダーに録音することについても了承を得た。

なお、調査実施者及び全員が本共同研究のメンバーであることを付記しておく。

表Ⅲ 1 グループインタビューガイド

目的	「相談援助実習・相談援助演習の相乗作用による教育効果」の観点から、相談援助実習と相談援助演習の連動のための教育プログラムの開発を視野に入れ、相談援助実習と相談援助演習の連動のための教育プログラムに必要な要素を明らかにすることを目的とし、これに必要な基礎データを収集する。
対象者	2015年度相談援助実習履修者 39名
会場	長崎純心大学
実施期間	2015年9月30日及び10月7日
情報収集の方法	調査対象者の了承を得て、ICレコーダーによる録音及び観察者のよる記録
インタビュー内容	<ul style="list-style-type: none"> ① これまでの相談援助演習の学びの振り返り（学生に想起させる） ② 相談援助演習において習得できた相談援助に係る技術について ③ 相談援助演習において習得した相談援助に係る技術で、実際に相談援助実習で実践した援助技術について ④ 相談援助実習を終えて、実習を通して必要であったと考える相談援助技術について

分析の手順として、調査終了後に調査情報の抜けや漏れが無いよう、共同研究メンバーで相互に確認作業を行いつつ逐語録及び観察記録を記した分析シートの作成を行った。その後、安梅（2001、2003、2010）の分析手順に倣い、一次分析として、分析シートを確認しながら、発言者の発言の内容や意味とその発言をした際の口調の強さや表情などから、一方で、それらの発言の際の他メンバーのしぐさや表情等から、その意見がグループ全体の総意であるのか、一部のメンバーの意見であるのか、その発言者個人の意見であるのかについても検討し、これらを総合的に検討し、重要な内容及び意味の深い内容を「重要アイテム」として抽出し、一次分析を行った。次に、二次分析として、一次分析で抽出した「重要アイテム」を、本研究の目的と照らし合わせながら、意味ある情報の体系的なまとまりを「サブ重要カテゴリー」及び「重要カテゴリー」として抽出した。分析者による主観的な解釈と偏りを避けるため、共同研究メンバーの複数の分析者で確認しながら分析作業を行い、それぞれの分析者の解釈が一致するまで分析を行った。最後に全体を通して、重複が無いが、体系的であるかを確認し、相談援助実習と相談援助演習の連動のための教育プログラムに必要な要素を抽出した。これらの分析をグループ①からグループ④それぞれ行い、これらについて総合的に解釈を行った。

Ⅳ．結 果

分析の結果について表Ⅳ - 1 に示す。

表Ⅳ - 1 相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の連動教育に関するインタビューの分析結果

重要カテゴリー	サブ重要カテゴリー	重要アイテム
(1)相談援助演習 で学んだこと	①学外活動	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケートの実施 ● オレンジリボン運動 ● ラブフェス ● 演習Ⅰはボランティアが主 ● 演習Ⅰは楽しかった ● 演習Ⅰは動いた ● 共同募金 ● 共同募金の歴史 ● 子どもとの関係構築 ● 障がいの理解 ● 特別支援学級の障害児との交流
	②価値観を知る	<ul style="list-style-type: none"> ● 価値観が援助に活かせる ● 価値観が個別化につながっていくのかな ● 価値観の違い ● 自己覚知 自己分析 ● 自分が譲れない性格なんだっていうのが分かった ● いろいろな人がいる ● いろんな価値観があるんだっていうことも知った
	③個別支援計画作成の技術	<ul style="list-style-type: none"> ● アセスメントシートの作成 ● アセスメントの方法 ● エコマップ ● ジェノグラム ● フォーマルな資源 ● 資源の活用 ● ニーズの把握 ● 個別支援計画書の作成方法 ● インフォーマルな資源
	④コミュニケーション技法	<ul style="list-style-type: none"> ● うなづく ● コミュニケーション技術 ● ジェスチャーで相手に伝える ● 何気ない動作が威圧的な態度になってしまう ● 共感する ● 言語コミュニケーション ● 座る位置 ● 声の高さ ● 接し方・対応の仕方の相違 ● 非言語コミュニケーション ● 表情 ● 話を聴くときの態度 ● 相槌 ● どのような声掛けをするか
	⑤Biestek の 7 原則	<ul style="list-style-type: none"> ● Biestek の 7 原則 ● 自己決定

重要カテゴリー	サブ重要カテゴリー	重要アイテム
		<ul style="list-style-type: none"> ● レポート作成 ● 傾聴 ● 傾聴・受容の大切さ ● 個別化 ● 受容 ● 受容 自己決定 個別化 ● 大変だったけど、初めて知ることが多い ● 秘密保持 ● 面接技法 ● イメージはつかめた ● 利用者理解を行ううえでの基本的な姿勢
	⑥ 相談援助に必要な視点	<ul style="list-style-type: none"> ● ストレngths視点 ● ニーズと要望を見極める力 ● 環境 ● 個人因子 ● 個人情報 ● 社会資源とのつながり
	⑦ 地域のニーズを把握する	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域について調べる ● 地域に出て行く、ニーズを見つけた ● 地域の課題を知る ● 地域の改善点について自ら考える ● 地域の問題 ● そこで暮らしている人にはなんか理由があるんだっていうふうに考えたり ● その土地の課題をクリアすることの難しさ
	⑧ 地域を知る	<ul style="list-style-type: none"> ● ひたすら歩き回った ● フィールドワーク ● 畦別当 ● 犬継 ● 自分たちが見えてなかったところを見ることができた ● 自分たちで回った ● 実際に歩いた ● 身近な地域 ● 地域が抱えている問題 ● 地域を知る ● 地域住民同士のつながり ● 六枚板 ● 自治会 ● 人とのつながりの大切さ ● いろんな地域を知れた
	⑨ 学びの方法	<ul style="list-style-type: none"> ● グループディスカッション ● 体を実際に動かす ● ロールプレイ ● 介護福祉コース ● DVD 視聴覚教材 ● 高齢者の事例 ● 事例検討 ● 自治会長の話を聞いた ● 種別に分かれて個別支援計画の書き方 ● アウトリーチ

重要カテゴリー	サブ重要カテゴリー	重要アイテム
	⑩他学生、他学年との交流	<ul style="list-style-type: none"> ●つながりができた ●学生同士の普段話さない他学生と話すことで、交流ができた
(2)相談援助実習 で実践できたこ と	⑪コミュニケーションの実 践	<ul style="list-style-type: none"> ●会話の糸口 ●感情表出も利用者の顔を確認しながら意識してやった ●傾聴・受容を実践する ●言語コミュニケーション ●言葉で全部受けとめない ●子どもへの伝え方 ●声掛けのタイミング ●相手に合わせた声かけ ●相手に伝わるような顔つき ●相手の表情 ●非言語コミュニケーションを活用することができた。 ●利用者とのコミュニケーション ●感情を読み取る ●気分を害さないようなコミュニケーションの取り方 ●受け流すことしかできない ●上手な断り方 ●声かけの重要性 ●沈黙が重要 ●普通の関わり ●演習で学んだ面接の環境設定を実践できた
	⑫自己決定の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●自己決定をしてもらう ●選択肢を作る
	⑬ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ●その人の背景まで捉えることが大切 ●裏の感情 ●クライアントに確認することが大切 ●その人の要望を聞く ●ニーズを把握する ●家族の意向を聞き取る難しさ ●会話だけでなく、スキンシップ、目線、姿勢とか大切なことを実習で実践した。
	⑭個別支援計画の実践	<ul style="list-style-type: none"> ●エコマップやジェノグラムを実習で活用する ●モニタリングの実施 ●環境をエコマップで視覚的に表す ●自分なりに得た情報 ●収集した情報の整理の方法 ●短期目標の立て方の難しさ ●ソーシャルワークの終結の仕方が分からない ●環境を知る ●個別支援計画のモデルがほしい。 ●個別支援計画の書き方や知識を授業でやってほしかった ●個別支援計画は何をどこまで書いていいか分からない ●事例検討は一連の流れをじっくり最後まで取り組みたい ●長期目標と短期目標の立て方が難しかった
	⑮利用者主体	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の思いを無視しないように ●自分をさらけだしていけるような支援 ●利用者の強みを生かした援助 ●相手の尊重 ●尊重ばかりでは相手のためにならない。どこまで尊重していいのか考えた。

重要カテゴリー	サブ重要カテゴリー	重要アイテム
	⑯利用者との関係形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の「あなたたちはお金をもらっているんだから」という消費者意識 ● 待つ姿勢が大切 ● 利用者との関係形成 ● その人にあったコミュニケーション ● Biestek が大事って分かってても難しいところもある ● Biestek とか、無意識ですけど使っているところはあるのかな ● Biestek の内容を実践できた ● 共感 ● 共感すること、受容することに意識を向けて実習に取り組んだ。 ● 個別化できた ● 個別化に迷うこともあった ● 個別化を実践するのは実習では難しかった ● 自分のことを話さないと信頼関係は築くことはできない ● 受け入れて相手に合わせる ● 受容することができた ● 受容は実習で実践に生かすことができた ● 伝え方のタイミング ● 虐待について ● 推測 ● 利用者の次の言動を予測 ● 親との関わり
	⑰利用者理解	<ul style="list-style-type: none"> ● 観察力を身に着ける ● 先入観がなくなった ● プライバシー ● 被虐待児の心理 ● 表情 ● 普段のかかわりで注意深く見る ● 偏見がなくなった ● 利用者に気持ちもわかりながら ● 利用者を取り巻く環境に目を向けられなかった。 ● 世界観に合わせる ● 生きてきた時代の理解 ● 相手の気持ちを読み取る ● 相手の気分を考えながら聞く ● クライアントの変化に気づく
(3)実習を終えて分かった、事前に身につけておくべきであった知識と技術	⑱言語化	<ul style="list-style-type: none"> ● 言葉の表現が難しかった ● 簡単な説明だけでなく実際に書き方を指導してほしい ● 口に出して相手に伝える ● 事例を元に記録の練習 ● 自分の言葉で伝えることが難しい ● 実習日誌の書き方 ● 書き方の基礎をしておくべき ● 書き方を固めてしまうと、実習先に合わせた記録方法ができなくなるかもしれない ● 書くトレーニングは必要 ● 良い日誌と評価された学生の日誌を読んだけど、自分とどこが違うかわからない ● 図やイラストを使っのクライアントへの伝え方 ● 知的障害の方への個別支援計画の説明の方法

重要カテゴリー	サブ重要カテゴリー	重要アイテム
	⑱社会福祉士の専門性	<ul style="list-style-type: none"> ●ごっちゃになる ●どこまで介護していいのかわからない ●（保育と）どちらの計画なのか混乱する ●なぜ、実習で指示された行為などをするのかわからない場合は、その意味を自ら実習指導者に確認する必要がある。 ●介護の勉強なのか社会福祉の勉強なのか分からなくなる ●介護の方法を事前に知っておきたかった ●混乱する ●他の資格実習をしていると分からなくなる ●単なる掃除ではなく生活支援
	⑳日々の目標	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の目標の立て方が難しい ●目標が面倒くさい
	㉑面接技法	<ul style="list-style-type: none"> ●座って真正面にならないように ●面接をしているときに、クライアントの表情がどんどん硬くなった。 ●目線 ●利用者本人が言えるような支援 ●話を聴く態度 ●そのまま聞き取りを進めた ●開いた質問 ●質問攻めになった ●情報を膨らませたアセスメントが難しい ●聞き取りの技術が身につけていたら ●閉ざされた質問 ●面接の授業で面接の進め方を知りたかった
	㉒家族との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者だけではなく家族との関わり ●利用者職員との関係
	㉓距離感	<ul style="list-style-type: none"> ●受容して話を聞きすぎても利用者さんとの距離が近くなってしまう ●受容とか、相手の話を寄り添って聞いたり、でも、過度に聞きすぎてもいけない ●微妙な距離感を保つことが難しかった ●模倣することによって距離感が縮む ●アセスメントで情報収集を行う際、どのくらい接していいかわからなかった。接しすぎても駄目だし、接しなさ過ぎるのも駄目。 ●援助関係の対等性 ●距離感の取り方が難しかった ●年齢の近さ ●利用者の不満を聞いていると、自分も悪口を言っているような感覚になる
	㉔多角的な視点	<ul style="list-style-type: none"> ●ジェノグラムや生活暦、その他の情報を多角的にみる視点を教えてほしい。 ●一つのこと集中して見えなくなってしまう ●全体的な視点・視野を広げる
	㉕多職種連携	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携の大切さ ●周囲の他職種の人の連携 ●多職種連携 ●連携の方法を身に付ける

重要カテゴリー	サブ重要カテゴリー	重要アイテム
(4)実際に体験しないと分からないこと	㉖実際に体験する	<ul style="list-style-type: none"> ● 実際にやってみた ● 実践の難しさ ● 情報収集の大切さ ● 普通の人として接する ● アセスメント・ニーズ把握 ● 失敗したり成功したりしながら身につく ● 現実を知る ● 支援の実施 ● 福祉教育 ● 実践でしか学べないことがある ● 実際にやってみないとわからない
	㉗実践の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ● 実習で学びを実践する難しさを感じた ● 得た情報を支援につなげる難しさ ● 支援者の意識で援助が変わる ● 受容の難しさ
(5)あいまいな立場	㉘あいまいな立場	<ul style="list-style-type: none"> ● 実習生という立場 ● 実習生としてどこまで介入して良いのか ● 否定できない ● 怖い ● 利用者間の悪口を言われる ● 利用者同士の喧嘩 ● もどかしさ ● 嘘をついているような気になる ● どうすることもできない
(6)不安	㉙職員との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設ごと・職員ごとの違い ● 言ったこととやっていることの違い ● 言っていることがそれぞれ違う ● 思い切って言ってみてよかった ● 施設長から怒られる ● 施設内職員が言っていること、考えていることが違う ● 時間の都合 ● 自分1人の指導が10分から20分ほどで終わったが話したことが伝わる ● 実習指導者以外にも尋ねやすい職員をつくる ● 職員間の上下関係 ● 職員・家族が忙しくされている ● 職員が気がけてみってくれる ● 職員が忙しそうなときは質問はしづらい。しづらいままでいると、消極的と捉えられてしまう。 ● 職員に思い切って話してみる ● 職員に尋ねにくくても質問はするべき ● 職員の考え ● 職員不在で自分ひとりで対応 ● 職種の相互理解 ● 尋ねにくい人が居る場合は他の職員に質問しても良いことを教員から伝えてほしい。 ● 多数決 ● 自分も悪口を言っているような感覚になる
	㉚知識と実践のずれ	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸惑い ● 受容だけではダメ

重要カテゴリー	サブ重要カテゴリー	重要アイテム
		<ul style="list-style-type: none"> ●理論を理解できていても、実習に行ってみると受容ばかりしてられない。 ●支援するイメージと現実の違い
(7)実習前教育	㉓事前学習	<ul style="list-style-type: none"> ●ほかに受けたほうが良い、実習に役立つ科目を進めてほしかった ●モニタリングの方法が分からない ●レクレーションや手遊びを事前に知っておきたかった ●家庭環境の理解 ●事前学習しても実習に行くまでは実感が無い ●事前学習をどこまでしたらいいが分からなかった ●実習で事前学習が足りないことに気づく ●実習に行ってはじめて知る知識があった ●実習先施設の情報が足りない ●実習前では学べなかった ●障がいについて事前に理解するべきだった ●障害の程度
	㉔ストレスマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ●ストレスのマネジメント ●プレ実習や計画書の事前指導があまりないととても不安になる ●安心感がほしい ●自分たちの居やすい場所 ●自分も緊張していた ●実習しやすい環境づくり ●実習では逃げ場がなくて ●実習に集中できる環境づくり ●実習初日の不安感・緊張感 ●実習生だから失敗できる ●実習前は不安 ●先輩から情報を聞きたい
(8)自己覚知	㉓自己覚知	<ul style="list-style-type: none"> ●イライラ ●感情移入になってしまう ●自分の感情で支援してしまっていたことがあった ●自分の厳しいねって言われて、ああそうなんだって

以上表Ⅳ 1に示すように、重要カテゴリーとしては、「(1)相談援助演習で学んだこと」、「(2)相談援助実習で実践できたこと」、「(3)実習を終えて分かった、身につけておくべきであった知識と技術」、「(4)実際に体験しないと分からないこと」、「(5)あいまいな立場」、「(6)不安」、「(7)事前教育」、「(8)自己覚知」の7項目に分類することができた。サブ重要カテゴリーとして、「①学外活動」、「②価値観を知る」、「③個別支援計画作成の技術」、「④コミュニケーション技法」、「⑤Biestekの7原則」、「⑥相談援助演習に必要な視点」、「⑦地域のニーズを把握する」、「⑧地域を知る」、「⑨学びの方法」、「⑩他学生、他学年との交流」、「⑪コミュニケーションの実践」、「⑫自己決定の支援」、「⑬ニーズの把握」、「⑭個別支援計画の実践」、「⑮利用者主体」、「⑯利用者との関係形成」、「⑰利用者理解」、「⑱言語化」、「⑲社会福祉士の専門性」、「⑳日々の目標」、「㉑面接技法」、「㉒家族との関わり」、「㉓距離感」、「㉔多角的な視点」、「㉕多職種連携」、「㉖実際に体験する」、「㉗実践の難しさ」、「㉘あいまいな立場」、「㉙職員との関わり」、「㉚知識と実践のずれ」、「㉛事前学

習」、「⑩ストレスマネジメント」、「⑪自己覚知」の33項目に分類することができた。サブ重要カテゴリーに属する重要アイテムについては、表Ⅳ - 1を参照されたい。

これらについて、本研究の目的である、相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の連動のための教育プログラムの構築を視野にいれ、今後必要となる要素について解釈と考察を行った。

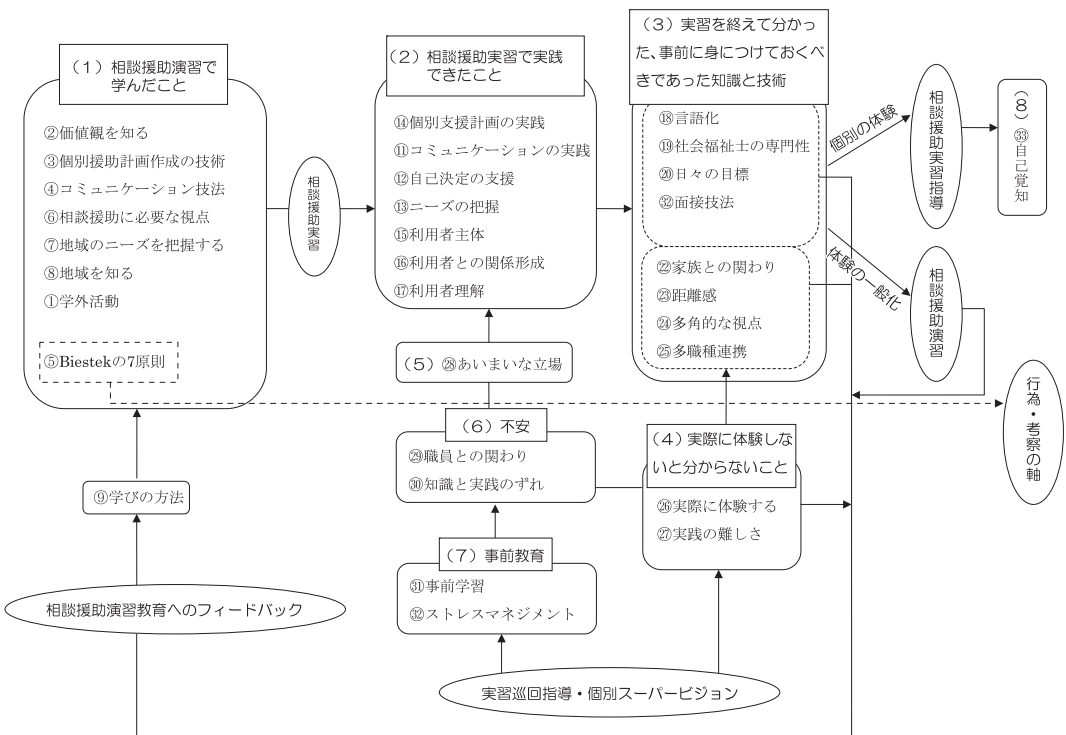
V. 考 察

分析において抽出された重要カテゴリー、サブ重要カテゴリーについて、厚生労働省社会援護局より示されている、相談援助演習シラバスの内容(19文科高第917号厚生労働省社援発第0328003号平成20年3月28日)における相談援助演習のねらいと、社養協演習教育委員会による、『相談援助演習のための教育ガイドライン』において示されている、相談援助演習教育の意義と目的を参考に、それぞれのカテゴリーについて解釈及び考察を行うとともに、今後の相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の連動のための教育プログラムに必要な要素を考察する。

まず、本学における相談援助演習及び相談援助実習指導と相談援助実習の学びのモデルについて図Ⅴ - 1に示す。

まず、「(1)相談援助演習で学んだこと」として、「⑨学びの方法」によって、相談援助演習Ⅰに

図Ⅴ - 1



における「①学外活動」、「④コミュニケーション技術」、「②価値観を知る」、相談援助演習Ⅱにおける「⑤Biestekの7原則」、相談援助演習Ⅲにおける「③個別支援計画作成の技術」、相談援助演習Ⅳにおける「⑦地域のニーズを把握する」、「⑧地域を知る」、相談援助演習全体を通して「⑥相談援助に必要な視点」を学んだ。これを踏まえて、「(2)相談援助実習で実践できたこと」として、「⑪コミュニケーションの実践」を行いつつ、「⑰利用者理解」をし、「⑩利用者との関係形成」ができると、「⑬ニーズの把握」を行い、「⑫自己決定の支援」及び「⑮利用者主体」を念頭に置きながら、「⑭個別支援計画の実践」を実習で行った。そして、「(3)相談援助実習を終えて分かった身につけておくべきであった知識と技術」として、「⑱言語化」、「⑲社会福祉士の専門性」、「⑳日々の目標」、「㉑面接技法」、「㉒家族との関わり」、「㉓距離感」、「㉔多角的な視点」、「㉕多職種連携」である。ただし、「㉒家族との関わり」、「㉓距離感」、「㉔多角的な視点」については、逐語録より、「実際に経験しないと分からない」という記述が確認されている。これらの項目については、相談援助演習においては実践対象であるクライアントが不在であり、実態が無いため、演習教育の中で教授するには限界がある。これらについては、相談援助実習指導の事前教育や相談援助実習の巡回指導時のスーパービジョンを活用しながら学生の学びを促す必要があろう。

次に、「⑱言語化」、「㉑日々の目標」については、いずれも日誌や個別支援計画等の記録に関する「言語化」、利用者や利用者の家族へ言語的に説明を行う「言語化」についての技術が不足しているという記述が確認された。これらは、相談援助演習Ⅲや相談援助実習指導のなかに教育内容として含まれているものの、分析結果に「事例をもっと深めたい」、「個別支援計画についてどのように表現したらよいか分らなかった」、「個別支援計画の書き方について添削してほしい」という記述もあり、事例検討を通しての個別支援計画策定の技術について、個別的な指導も視野に入れた教授方法の検討が必要となることが示唆された。

また、「㉑日々の目標」を含めた実習日誌等、記録の技術については、相談援助実習指導の事前学習のなかで記録方法を講義によって教授している。しかしながら、学生が自ら記録する演習は含まれていないため、相談援助実習において、記録の技術の未熟さが表面化する結果となっていると考えられる。実習日誌の記録の技術については、実習先機関・事業所の実習指導者より直接指導を受けるという現状となっているため、記録の技術についても今後の相談援助演習教育へフィードバックしていく必要があることが明らかとなった。

また、「⑲社会福祉士の専門性」については、重要アイテムにおいて確認できる、「どこまで介護していいのかわからない」、「介護の勉強なのか社会福祉の勉強なのか分からなくなる」など、学生が間接援助についてクライアントとの関係形成に必要な支援であることを理解しないまま実習を行っているため、結果として相談援助実習において実習プログラムに組み込まれている間接援助技術について、社会福祉士の専門性に疑問を持つ結果となった。これについては、相談援助演習教育のみならず、相談援助実習指導のなかで利用者との関係形成に不可欠な支援のひとつとして教授していく必要があろう。

ここで、相談援助演習で学んだことの中に含まれている「①学外授業」に着目してみると、逐

語録に「募金活動」「オレンジリボン運動」「障害児との交流」などの活動名は確認できるものの、学生はそれらを重要アイテムからも確認できるように、「ボランティア活動」として捉えていることが明らかとなった。これらの活動が1年次の相談援助演習Ⅰのなかに対人援助の理解や利用者理解の導入として教授しているため、活動参加の意味について学生が十分に理解していないことが示唆されたとともに、教授の面においても、これらの活動への参加の意義について活動終了後にフィードバックしていくことが求められる。

さらに、「(2)相談援助実習で実践できたこと」において、相談援助実習で実践できたことの土台の概念となり、「(3)実習を終えて分かった事前に身につけておくべきであった知識と技術」を振り返る際の軸となっている概念は、相談援助演習Ⅱで教授している Biestek (=2006) が論じたケースワークの原則 (F.P.Biestek : 1957、尾崎新 : 2006) であることが明らかとなった。サブ重要カテゴリー、重要アイテムからも明らかのように、Biestek の7原則のうち、サブ重要カテゴリー「⑤Biestek の7原則」のみならず、「(2)相談援助実習で実践できたこと」における「①コミュニケーションの実践」、「⑬自己決定の支援」、「(3)実習を終えて分かった、事前に身につけておくべきであった知識と技術」における「②距離感」、「(4)実際に体験しないとわからないこと」における「⑦実践の難しさ」において、重要アイテムとして出現しており、Biestek の理論は学生が実習、実践において考え、行為する際の鍵概念となっていることが明らかになった。本学では2年次の「相談援助演習Ⅱ」において、Biestek の理論を中心として演習教育を行っており、演習を受けるに際しては予修としてレポート課題を單元ごとに課しており、逐語録においてもその内容が確認されている。よって、配属実習において、Biestek の理論は学生がマイクロレベルのソーシャルワークを展開する際の軸となっていると言えよう。

以上の考察を踏まえ、今後、相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の連動のための教育プログラムに必要な要素について改めて着目してみると、相談援助実習に配属される前までに行う相談援助演習では、演習で教授した技術が学内教育であり、クライアントという対象が不在で実態が無いため、学生が学んだ技術をどのような場面で、具体的にどのように使うのが想起できていないため、配属実習において「事前に身につけておくべきであった」と捉えている可能性が推察できる。そこで、「(4)実際に体験しないとわからないこと」も視野に入れつつ、具体的な技術の教授を学内での演習教育、または学外教育を含めて行っていくこと。また、学外教育を実施するにあたっては、単に参加するのではなく、活動を行った後に知識や理論を根拠にフィードバックを行っていくことが必要となるであろう。

これらの「(4)実際に体験しないとわからないこと」が配属実習において重要カテゴリーの「(6)不安」として出現していると考えられる。このため、配属実習前の「⑳事前学習」と「㉑ストレスマネジメント」に係る教育をさらに強化すること、これに加えて重要アイテムに出現しているように、前年度実習を行った先輩となる学生との交流の場を設定することも検討する余地がある。

さらに、言語化の教育についても上述しているように、相談援助演習教育のなかで、個別支援

計画立案の方法論や記録の技術に関する演習のなかで理論のみでなく実践的な方法で個別的に指導していくことが必要であることが示唆できた。

また、サブ重要カテゴリーとして出現している「㉓自己覚知」については、配属実習終了後の相談援助実習指導なかで、個別または集団によるスーパービジョンで振り返り、知識や技術の一般化については、配属実習終了後の相談援助演習Ⅴにおいて教授しているところである。しかしながら、ミクロレベルにおける対人援助に視点が集中してしまう現状もあるため、サブ重要カテゴリーとして出現している、「㉔多角的な視点」を学生が持つためにも、メゾレベル、マクロレベルも視野に入れ、実習体験の一般化を行っていく必要があることも示唆できよう。

今後の相談援助演習と相談援助実習指導及び相談援助実習の連動的な教育プログラムの構築のためにはこれらの結果を踏まえながら検討していくことが必要であるといえる。ただし、本研究は本学の教育プログラムの現状について調査を行い、今後必要な要素について明らかにした研究であり、一般化できるものではない。今後の社会福祉士養成教育の動向を踏まえつつ、また、学生または該当学年の専門職教育の進捗状況も確認しながら教育プログラムを展開する必要がある。

なお、本研究は平成25年度長崎純心大学学内共同研究「社会福祉士養成における相談援助演習・実習指導の教材開発及び教育プログラムの構築に関する研究」(研究代表：飛永高秀、研究メンバー：尾里育土、大杉あゆみ、栗原拓也、松永公隆、山頭照美、吉本知江子)の一環であることを付記しておく。

文 献

- 安梅勲江 (2001) 『ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法：科学的根拠に基づく質的研究法の展開』医歯薬出版株式会社
- 安梅勲江 (2003) 『ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法Ⅱ / 活用事例編：科学的根拠に基づく質的研究法の展開』医歯薬出版株式会社
- 安梅勲江 (2010) 『ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法Ⅲ / 論文作成編：科学的根拠に基づく質的研究法の展開』医歯薬出版株式会社
- F.P.Biestec (1957) 「THE CASEWORK RELATIONSHIP」(= 2006 尾崎新・福田俊子・原田和幸 『ケースワークの原則 - 援助関係を形成する方法 (新訳改訂版)』誠信書房)
- 小松尾京子 (2014) 「演習教育における相談援助実習経験者の学び 実践と演習教育の交互作用に着目して」『日本福祉大学社会福祉論集』第131号、9 18
- 中野陽子 (2011) 「ソーシャルワーク演習教育の現状と課題 - 2007年の改正をうけて」『田園調布学園大学紀要』第7号、73 96
- 中村剛 (2010) 「相談援助演習の考え方と教育内容 - 実践力の育成に焦点を当てて」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』第14号第号、67 75
- 村井美紀 (2013) 「実習教育から求める相談援助演習教育への期待」『ソーシャルワーク研究』第27号、43 53
- 社団法人日本社会福祉養成校協会演習教育委員会 (2015) 『相談援助演習のための教育ガイドライン』社団法人日本社会福祉養成校協会
- S. Vaughn, J.S.Schumm, J.Sinagub (1996) 「Focus Group Interviews In Education and Psychology」(= 1999 井下理監訳 『グループインタビューの技法』)
- 飛永高秀、栗原拓也、藤岡知江子ほか (2014) 「社会福祉士養成における相談援助演習の教育内容と展開方法：

先行研究の整理と長崎純心大学の教育実践の振り返りから」『純心現代福祉研究』 18

(2015年10月29日 受理)